

別表六（十一）の記載の仕方

この明細書は、青色申告法人が措置法第42条の4第3項第3号（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）に掲げる事業年度又は令和3年4月1日から令

和5年3月31日までの間に開始する同条第6項第3号に掲げる事業年度において同条第1項又は第4項の規定の適用を受ける場合に記載します。